

ものづくり大学奨学金運用規程

【平成19 年2 月1 日 もの大内規第31 号】

【平成20 年12 月24 日 一部改正】

【平成22 年11 月10 日 一部改正】

【平成29 年1 月25 日 一部改正】

【令和4 年5 月19 日 一部改正】

（目的）

第 1 条 この規程は、学業優秀で、ものづくりに秀で、かつ、熱意のある学生に対して、授業料等の経済的な負担軽減をはかり将来社会に貢献する有為な人材の育成に資することを目的とする。

（原資）

第 2 条 この規程により給付する奨学資金は、原則として、この奨学金の目的のために企業等から本学に寄付された資金を充てる。

（奨学金の給付及び給付額）

第 3 条 奨学金の給付は、原則として、学部在学中1 回、大学院在学中1 回を限度とする。

2 給付額は、学部学生ひとり30 万円、大学院学生ひとり45 万円とする。

3 本奨学金には返還の義務はないものとする。ただし、虚偽の申請等不正な手段により奨学金を受給した者又は、受給該当年度において退学や懲戒処分等により受給資格を失った者については、給付した奨学金の全部又は、一部を返還させることができるものとする。

（奨学金の対象資格及び対象者数）

第 4 条 奨学金を受ける資格のある者は、ものづくり大学の学生で次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）学業成績が優秀で、かつ、人物健康ともに優れ経済的に困窮している学生

（2）ものづくりに秀で、熱意があり、かつ、経済的に困窮している学生。

2 奨学生は、学部学生20 名以内、大学院学生3 名以内程度を原則とする。

（申請）

第 5 条 奨学金を受けようとする者は、次の書類を学生課を通じ学長に提出するものとする。

（1）ものづくり大学奨学金申込書（別紙様式1）

（2）本人または、本人の学資負担者の源泉徴収票（給与所得者）又は確定申告書（給与所得者以外の者）の写

（選考）

第 6 条 奨学生は、学生・留学生委員会の議を経て、学長が決定する。

(所管)

第 7 条 この奨学金の事務は、学生課で扱う。

(その他)

第 8 条 この規程の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成19 年2 月1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20 年12 月24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23 年4 月1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29 年4 月1 日から施行する。
- 2 ものづくり大学奨学金申込書（別紙様式1）を変更する。

附 則

この規程は、令和4 年4 月1 日から施行する。

-
- 様式1 ものづくり大学奨学金申込書 (<http://www2.iot.ac.jp/kiteisyu/wp-content/uploads/2020/12/（様式1）ものづくり大学奨学金申込書.docx>) (Excel)